

## 陳情書委員会審査

霧島市議会では陳情者の意見陳述の後、執行部説明があります。

執行部説明以降の議事録です。

### ○委員長（平原志保君）

陳情第3号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書について、執行部の説明を求めます。

### ○教育部長（中馬吉和君）

陳情の2、学校現場における集団フッ化物洗口の導入を見直すことについての見解を申し上げます。各学校とも歯みがき指導等に力を入れ、虫歯治療について家庭への呼びかけを繰り返し行っているところではございますが、本市の平成 28 年度の小学校の虫歯の治療率を見てもみると、治療率が 100%の学校がある一方、30%程度の学校もあるなど、学校により保護者の虫歯治療に対する認識に差が見られる状況がございます。また、県が平成 28 年度に実施した「歯と口の健康づくりに関する課題調査」では、本市の多くの学校において、「医療費助成制度の利用率が低い」「家庭によって口腔衛生についての意識に差がある」などの課題があることが明らかになりました。そこで、**学校での集団によるフッ化物洗口事業を実施することによって、多くの子供に虫歯を予防する機会を与えることができると考えています。**学校におけるフッ化物洗口は、お手元に平成 18 年、平成 28 年と書いた全国各県の資料をお示しいたしております。昭和 45 年に新潟県の小学校で開始され、およそ 50 年の歴史がございます。新潟県は、一人当たりの平均虫歯保有数が全国一少ない状況を 10 年以上続けており、鹿児島県と同様、虫歯保有数の多かった佐賀県や秋田県も全県的にフッ化物洗口に取り組み始めた結果、現在では全国平均より良好な結果が得られております。また、WHO（世界保健機関）や厚生労働省、日本歯科医師会及び日本口腔衛生学会は、組織的な健康増進活動としてフッ化物の応用が最も効果的な方法としており、現在、市販されているほとんどの歯磨剤にはフッ化物が含有されているところです。安全面に対しては、**フッ化物洗口液に含まれるフッ化ナトリウムを、体重 40 kgの子供が一度に約 300 人分飲み込んだ場合の致死率が 50%であることから、1 人分のフッ化物洗口液を誤って飲み込んだとしても命に関わることはありません。**また、WHO（世界保健機関）は虫歯予防に用いるフッ化物が「アレルギーの原因となることはない」と結論付けており、フッ化物洗口の安全性については十分に検証されているところですが、一部不安を抱いている方もいらっしゃることから、説明会において、教職員や保護者に対して正しい知識や情報をお伝えし、理解を得られるように努めているところがございます。なお、既に実施している学校では安全に運営されており、事故の報告は一件もございません。今後も、未来を担う子供たちの豊かな生活に深く関わる歯と口の健康づくりについて、フッ化物洗口を含めた歯科衛生指導を、始良地区歯科医師会及び始良地区薬剤師会、関係機関と連携しながら充実させてまいりたいと考えております。

### ○委員長（平原志保君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

### ○委員（徳田修和君）

陳情者の方の説明を受けたところなんですけれども、やはり学校での取扱いの仕方、安全性とかにちょっと不安があるというような内容の陳情だったと思います。今、フッ化物洗口自

体は週一回程度の実施になるんですかね。管理職の方が薬剤の管理をされているということなんですけれども、こちら辺の学校での取扱いというのをもう少し詳しく御紹介いただけますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

現在小学校の 20 校においてフッ化物洗口事業を実施しているところなんですけれども、まず作成に関して、原液を作るという段階、これはほとんど管理職が行っております。一部、養護教諭等が手助けをしている学校もございます。今度はそれを各学級に取り分ける、分注する作業については、管理職が実施するほか、養護教諭あるいは複数の職員でお手伝いをしながら分けるということがありますけれども、管理場所としましては、全てが校長室での管理となっているところでございます。

○委員（徳田修和君）

万が一の事故とかを心配されているようだったんですけれども、取扱い自体はそうやって管理職又は一部養護教諭の下ということでしたけれども、万が一の事故が起こった場合の取扱い、中和剤等の取扱いはどうなっているのでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

これは洗口薬ですので、うがいをすることを前提としているものですが、これを誤った扱い、つまり飲み込んでしまったと。普通であれば一人分を飲み込んでしまうということが想定されるかもしれないということなんですけれども、**10 人分を誤って飲み込んで健康上は害は出ないというような状況です。**ただし、そういう場合には、気分的に不快感を持ったりする場合もあるでしょうから、中和剤としましてカルシウム製剤を常備しながら、そういったものには対応できると。想定できないとは思いますが、もしあった場合にはそういう対応をするということで、マニュアルのほうにも記して対応しているところでございます。

○委員（徳田修和君）

一応カルシウム剤を常備していると。それを使うような事態はほぼ想定されないというようなことだったんですけれども、仮にそうってしまった場合のカルシウム剤の取扱い方法、応急救助の方法というのは、各先生への指導というのはされているんですか。それも管理職内だけのものになってくるのでしょうか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

〔資料を示しながら〕このような学校フッ化物洗口実施の手引きというものは、各学校に配布しておりまして、全ての教員が見られるような状況でございます。その中で、8 ページなんですけれども、分注ポンプ内のフッ化物洗口液を誤って多量（10 人以上）飲み込んだ場合の対応ということで具体的に示してあるところでございます。

○委員（仮屋国治君）

致死率 50% の分が書いてあるわけなんですけれども、いろいろ見てみると、毎日した場合と一週間に一遍した場合の致死率は違うんだというようなことが書いてあったんですけれども、現在学校では、毎日やっているのかどうか。〔週一〕という声あり〕週一か。では、そちらの致死率ということでよろしいですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

先ほど部長の口述にもございましたけれども、体重 40 kg の子供が一度に 300 人以上飲

み込んだ場合、50%の致死の可能性があるということでございまして、一人分を誤って飲み込んだとしても、健康上には問題はないということでございます。

○委員（前川原正人君）

インターネットを引くと、文科省が出している平成 29 年度の速報値のデータですけれども、一人平均虫歯の本数が 3.3 本であったと。これが 0.82 本に減少したんだということで明らかにされているわけですけれども、その中で、フッ素と有効性の関係は証明はできませんということで記述があったわけです。そこでお聴きをしたいのは、先ほど平成 18 年と 28 年の資料の中で、フッ素を塗布したことで、ほかの要因も相まって、虫歯の数が激減したという一つの指標だと思うんですけれども、この霧島市内での虫歯の状況というのはどう推移してきたのか。その辺についての把握はされていらっしゃるんですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

本市の中学校 1 年生の永久歯の虫歯の本数なんですけれども、平成 24 年度が 2.5 本、平成 25 年度が 1.6 本、平成 26 年度及び平成 27 年度が 1.0 本となっております。

○委員（前川原正人君）

これは逆にいうと、平成 26 年度から準備をして平成 27 年度からフッ素を塗布するという事業が始まったわけですが、年度の状況を見ても、それとは全く違って減ってきているという、そういうことを示しているのではないですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

全国的な虫歯の保有本数も、そのような多面的な理由によって減ってきていると思われまます。今、指摘がございましたように、本市も歯磨き習慣の確立等、いろんなものが考えられますけれども、それで減ってきていると。ただし、この減り方も、目標とされている 8020 運動の年次計画で減らしていきたい数字にはまだ達していないということもありまして、このフッ化物の予防効果があるなしについては、私たちはあるものと認識しているんですけれども、それでいろんな子供たちの口腔衛生に取り組んでいく中で、更にこの数字を下げたいと考えているところでございます。

○委員（前川原正人君）

陳情者の方たちがおっしゃる一番の懸念というのが、人の体や口に入るものは慎重であるべきものであろうと。それは御存じのとおり、フッ化物というのは劇薬で、ゴキブリを殺したりネズミを退治するための劇薬として使われているという事例もあるわけで、先々、フッ化物洗口によって粘膜を通して影響が心配だということをおっしゃったわけです。これしか方法がないんだったら、これもよしとするとまでは言いませんけれども、虫歯予防策としてはまだ方法があるんじゃないかということを盛んにおっしゃっていらっしゃいました。なので、一番の懸念というのは、陳情書の中にもありますとおり、学校現場でちゃんとした、管理は先ほど教育委員会がおっしゃるように管理職が劇薬を管理し、教頭が配合し、教職員のお手伝いを頂きながらブクブクうがいをお子たちにやっていただくという形を取っているんですけれども、一番の懸念材料というのは、やはり何か事故があった場合、それを本当に飲み込んだとき、そしてそれが先々、体への影響があった場合にどうなるんだとかということが、大きな懸念材料なんですね。ですから、学校の中にちゃんとした薬剤師なりそれをちゃんと指導、管理でき得る資格を持った方がいらっしゃれば、本当は反対だけれど、本当はするよりしな

いほうがいいんだけど、そういうのもあれば少しは考えてもいいよというというような、そういうおっしゃい方もされたわけですけど、そういうのは管理職だけで本当に責任が負えるのか、資料を見てみましても、ミラノール粒状 11%、この中ではちゃんとした管理の下でやりなさいということで説明書きがあるわけですけど、市の教育委員会として、それは予算的な部分もあると思いますがそういうのも払拭する材料として検討されてはいかがかなというふうに思うんですが、それについてどうお考えなのかお聞きしておきたいと思います。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

万全を期するためということでの提案だったと思うんですけども、先ほどから申し上げておりますとおり、これは歯科医師会や薬剤師会の指導を受けながら、この濃度は薬事行為に当たらないということで指導を受けておりますので、これは薬物の取扱いとして、そういう専門の方が必要だという法的根拠は、当然それをしなければ導入できないわけです。しかし、法的にもなんら問題ないという取扱いでございますので、私たちはそういう専門の方の指導を受けつつ安全面に十分留意しながら対応していくという対応でございます。

○委員（前川原正人君）

初めて薬事法に抵触しない範囲内のフッ化物洗口なんだということでおっしゃいましたけれども、これは先ほど陳情者が持って来られた資料なんですが、これには劇薬ということで表記がしてあるんです。劇薬でもそんなのがあるんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

ほとんどの薬物は劇薬でございますので、濃度によるものでございます。例えば我々が口にしておりますカフェイン、こういったものも劇薬でございます。非常に薄ければ普通の食材にも含まれているということですね。このフッ化物に関しても食材の中にも含まれている自然のものであるということが一つ。そういう中で、やはり濃度を間違えるというのが一番の問題であると、そのように理解しているところでございます。

○健康増進課長（林康治君）

少し補足いたしますけれども、薬事法上はフッ化物洗口剤の顆粒は劇薬に指定されております。しかしながら、一般に使用する洗口剤、水に溶かしてフッ化物濃度が 1%以下に調整されたものは普通薬に分類されるということになりますので、顆粒そのものは劇薬ですけど、それを水に溶かして使用するということができれば普通薬扱いということで、普通の学校の職員でも取扱いが可能ということでございます。

○委員（前川原正人君）

元々は劇薬だけれど 1%以下だったら許容範囲なんだというふうにおっしゃったわけですけど、例えば顆粒 11%を、例えば校長が管理して教頭が洗口薬を作るとなっても、なんらそこは問題はないという理解でいいわけですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

昭和 60 年の 3 月 8 日に衆議院会議録、内閣答弁でこのように示されております。「学校の養護教諭がフッ化ナトリウムを含有する医薬品をその使用方法に従い、溶解、希釈する行為は薬事法及び薬剤法に抵触するものではない」という文言でございます。それに従いまして本市では先ほど課長が申し上げました学校フッ化物洗口の手引きの中で、洗口液を作成する者は学校の教職員で行うというふうに示しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

もう一点は、先ほど陳情者の方たち4名来られて縷々おっしゃったのは、口の中に入れる物は本当に慎重でなければならないということをすごくおっしゃったわけです。これを見ると劇薬という扱いになっていて、今おっしゃるような昭和 60 年の内閣の委員会の中でも議論があったとは思いますが、これを強制的にさせるのはいかがなものかと。そこは、やらない自由もあっていいんじゃないのかというような議論もあったわけですが、その辺についての教育委員会の見解というのは、どのようにお考えなんですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

実施に当たりまして、どのような基準で実施しているかということなんですけれども、教職員及び保護者に事前に説明会を行いまして、希望者を募っております。現在実施しておりますのは、保護者が実施を同意した方のみを実施しているというところでございます。実際、希望される方の割合としましては、学校によっても若干の差がございます。

○委員（仮屋国治君）

陳情者が養護教諭OBと現職の養護の先生方でしたけれども、このことを教育委員会ではどのように受け止めておられて、この原因はどこにあるのかと考えておられるか、お示ください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

憶測でものを言うのはよくないと思うんですけれども、陳情された方々が主張されているのは、あくまでも健康面を懸念してのことと。それ以上はちょっと想像になりますので、この場では申し上げることができません。

○委員（仮屋国治君）

陳情者の話の中で、モデル校をする前の平成 26 年度のアンケートのときに、養護の先生方はほとんど反対のアンケートの答えを出したのに、どんどんとスタートされてこられたということをおっしゃっているんですけども、この辺のところに理解を求めるといふふうに御説明なさっていらっしゃるけれども、理解を得る努力が足りなかったのではないかと。また、その後のコミュニケーションが足りないのではないかと、そういうことは考えられませんか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

管理職研修会あるいは養護教諭研修会におきまして、専門家の方々を招いて、その辺りはかなり詳しい説明もしてございます。それで、かなり理解も広まってきておりますが、実際、それに対して実施するとなりますと、**一部根強い反対の方がいらっしゃるというのは事実でございます、足並み揃えて協力しましょうという状況にはなっておりません。**

○委員（仮屋国治君）

足並みを揃えてする体制にないというのはいかがなものかという気もするんですけれども、そういう反対の声が校長、教頭から教育委員会のほうにも話があったといふふうに理解してよろしいわけですね。それに対して何か対策を打っていらっしゃるということがあるかどうか、お知らせください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

専門的な歯科医師会の立場を、私たちは一人でも多くの虫歯を減らしたいという健康上のプラスの面を見てのこの取組でありますし、市の方針も受けまして、教育委員会としましても

その体制を進めてきたところでございます。その中では、やはり繰り返し丁寧な説明というのが一番大切であると思います。ですから求められたときには、一回だけではなく、複数回の保護者説明会も実施するという事で、学校には連絡しております。ですから、そこは理解得られるまで何度も足を運んでいきたいと思っておりますし、今後もそうしてまいりたいと思っております。ただ、繰り返しますけれども、**実施を希望しない個別に対して、それを強要するという考えは全く持ち合わせておりません。**

○委員（仮屋国治君）

私が言いたいのは保護者ではなくて、学校の養護教諭の皆さんたちの理解が得られてないまま事業が進められていくということはいいかげんなものかということ申し上げている。そこにおいて、何か対策が取ってきたのか、今後考えられるようなことがあるのかを聞いてみたいと思っております。

○委員（前川原正人君）

先ほど陳情者の方から、1週間に1回の洗口うがいをされるんですが、以前は、飲み込まないよという事で、うがいをしたあと歯磨きの自分用のコップに戻すと。それで確認をするということであつたんですけど、その後それは嫌だと。やはり見た目も悪いし、やっている本人たちもいい気持ちはしないからということで、学校のほうに紙コップにしてもらえませんかということで言ったならば、学校の金で紙コップを購入をしてということになつたんですが、その辺についての改善というのは既にやられていらっしゃるわけですか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

紙コップの準備については教育委員会では指示はしておりません。各学校でそのような子供たちの意見を踏まえて、そういう工夫をされているところは承知しております。私たちとしては、プラスチックならなんら問題ないということでしたので、それでグチュグチュッとすてペツとすれば問題ないと思っているんですけども、やはりそこは学校としましても、理解を得られるためにいろいろな工夫をなさっているんだとそのように理解しております。

○委員（前川原正人君）

私何が言いたいかというと、うがいをしたあと戻して、飲み込んでいないかを確認するというのは、誤飲を防ぐというので一つの検証にはなると思うんです。だけど、それが嫌だというのであれば、本来だったら、モデル校実施としてやられていくであろうということを考えていくと、それは教育委員会として、そういう紙コップ程度はちゃんとした対応が必要ではないのかなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

今、プラスチックのコップを使用しているというのは、これは他の先進市町も同じような形で実施しているところでございます。霧島市はそれを参考にしてプラスチックのコップということで始めたわけですが、今委員がおっしゃったように、学校からは自分がかいしたものをそのままコップに吐き出すのはちょっと抵抗があると子供たちが言っているという話は承知しているところでございます。ただ、今年度につきましては、まだの予算とかは、そこら辺を考えてなかったものですから、今後そのことにつきましては検討してまいりたいと考えているところでございます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

各校の校長あるいは教員の意見等も聞きながら、導入したほうが良いという状況であれば、今後検討してまいりたいと思います。

○委員（池田守君）

ブクブクうがいをして持っていた自分のコップに必ず吐き出すというのは、そういう指導はされているんですか。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

その指導をしているところでございます。

○委員（池田守君）

先ほど、現在 20 校で実施ということをお聞きしたんですが、これは全校に拡大していくと思うんですけども、いつぐらいをめどにしていらっしゃいますか。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

本年度、更に 7 校で 27 校になります。そして来年度平成 31 年度には全ての学校で実施と。このことはもう去年から示してございまして、その方向で計画的に説明会等を設定しているところでございます。

○委員（徳田修和君）

フッ化物洗口が予防の有効な手段の一つとして用いられているわけですが、この有効性というのはどのぐらいなんですかね。安全性、有効性に関して十分に検証されていると思うのですが、今、安全性についてはいろいろ御説明いただいたんですけど、有効性という部分をお示しできることがあれば。

○健康増進課長（林康治君）

まず、厚生労働省が平成 15 年 1 月にフッ化物洗口ガイドラインを示したところでございます。そのフッ化物洗口ガイドラインを示す前に、厚生労働科学研究におきまして、平成 12 年度から我が国におけるフッ化物の効果的な応用法と安全性の確保についての研究がなされて、それを踏まえて平成 15 年にフッ化物洗口ガイドラインが示されたところでございますが、それとセットで、う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアルというのでも示されておりました。そのマニュアルの中に、フッ化物洗口の効果ということで、四つの項目が掲げられております。一つが歯質の強化。丈夫な歯を作るという研究結果が出ております。それと放出後のエナメル質の成熟。これは永久歯が生えて間もない歯は化学反応が高く、う蝕に罹患しやすいが、このフッ化物洗口を繰り返し行うことによりエナメル質の成熟が促進され、う蝕抵抗性を獲得するというようなことでございます。それと、初期う蝕の再石灰化とう蝕進行抑制というようなことも掲げられております。それと四つ目として、抗菌作用、酵素作用というような研究結果が出されておりました。このような効果があるということを国が示しております。それと、数字的なものと致しましては、特に全国的に DMF 指数が減少してきているわけですが、秋田県秋田市の効果検証がございましたので御紹介いたしますと、平成 23 年度から秋田市立小学校でフッ化物洗口実施されておりました。その後、秋田市の 12 歳児中学 1 年生の平均虫歯本数は、着実に減少し、実施 3 年後の平成 26 年度に現在の 0.9 本となった。これが平成 23 年度 2.0 本であったものが 0.9 本になり、さらに、小学校 1 年生から 6 年間実施した児童の平成 28 年度の虫歯本数は、平成 22 年度の 1.4 本から半分の 0.7 本となっているというようなことで、6 年間追跡した結果も出されておりました。こ

のような効果がいろいろと示されているところではございますし、新潟県のほうでも、昭和 45 年からの 50 年近く洗口事業をやっておりまして、全国都道府県で第 1 位をずっと継続しているところではございます。

○委員（徳田修和君）

今、新潟県も御紹介がありました。陳情者の御説明の中でも今までの経験ということで、シラミ対策でもある DDT の薬害のお話とかもされたわけですが、そのときに何もなくても子、孫の代に出るようなこともあるかもしれないようなことも言われたわけですが、こう見ると、新潟県はもう 50 年。50 年といったら 3 世代 4 世代くるわけですが、新潟県で何か事故であったり、そのような事例とかが出ていることはないと思うんですけれども、御報告をお願いします。

○健康増進課長（林 康治君）

特にそのような健康被害というのは把握していないところではございます。ちなみに全国の都道府県別のがん死亡率というものも調べてみたんですけど、特に新潟県は全国平均並みで、そこが突出して高いとか、そのような現状もない状況ではございます。

○委員（仮屋国治君）

今の話に関連して、こちらのグラフを拝見すると、平成 18 年から 28 年の 10 年で劇的に虫歯が減っているんですけども、鹿児島も 2.2～2.3 本から 1.2 本くらいまで減っているんですけども、これ以上減ったら歯医者さんがなくなるんじゃないかと思うんですけども、一つはここまで減ったのは歯磨き指導が徹底されたかどうかということと、虫歯をなくすことが教育の中でどのような目的を持っていらっしゃるのかということをお聴かせください。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

学校教育の中でということとは、学校教育の目標が知・徳・体バランスの取れた子供たちの育成ということで、特に体力といったものの一番の根本であると思うんです。歯が弱ると体全体にも影響があると。あるいは最近、虫歯菌の臓器への影響とか、いろいろなものが言われている中で、こういった健康に対する意識を高めていくためには、教育上も非常に大きなテーマではないかなと思っております。結局、フッ化物で下がった割合がどれだけなのかというのは、フッ化物以外の理由でも下がっておりますので一概にそれだけでは言えないかもしれませんが、確かに全国平均よりも非常に虫歯本数の高かった秋田県が、実施後、全国平均を下回っているということは、いくらかの効果が見られるのではないかと思います。私たち、こういうことを実施することによって、フッ化物そのもので虫歯を減らすということもあるんですけども、やはり意識を変えるために、毎日のうがいということが家庭での歯の衛生の習慣につながっていけばと、そういうことと合わせて指導していきたいなと思っております。

○委員（前川原正人君）

先日の一般質問の中で、阿多議員のフッ化物洗口についての質問の中で、現在、本市では現在 20 校で実施をし、2,780 人のうち 2,482 人が同意して、同意をされないのが 10.8%、約 11% が同意をされていないということなんですけれども、この同意をしないという大きな理由は何なのか。そしてもう一つは、こういう人たちが、疑問とか懸念を払拭するという点では、相当な努力が必要だと思うんです。いろいろな文献とかネットを見ても賛否両論た

くさん出てきます。だから我々はどれが本当なのか、どれが正解なのかというのはなかなか見出すことが難しいと思うんです。ですから、そういう点では、疑わしきは相当慎重に丁寧に動いていかなければならないということは十分分かっているつもりですけども、そういうされなかった人たちの尊重というのも必要だと思うんですが、その辺についての見解はどうなのか、お聴きをしておきたいと思います。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

御指摘のとおりだと思います。希望しなかったからそのままにしておいていいということではないと思います。私たちはこの希望調査を毎年取っておりまして、去年希望しなくても今年また希望すればそこに入ることができますし、その逆で、途中で希望しないということでも止めることも想定しておりますので、最初に同意するかしないかだけではなく、毎年の希望の中でその都度説明を加えながら、そのときそのときの対応をしていく必要があると。仮に希望しない方に虫歯が増えているような状況があれば、何らかの口腔衛生に関しての指導も併せて個別に行うなどの対応は必要かと思えます。

○安全・保健体育G指導主事（今井 新君）

希望しない御家庭について、まず、理由は聴かないことになっております。希望する、しないの理由は聴かない。ですので、委員会としては、なぜ希望しないのかということは学校にも聴かないでくださいと。それをするとうちの子供たち同士でも何でしないのかさういったいじめにもつながるかもしれないので、把握しておりません。希望しない御家庭も、その希望調査書をなかなか学校が言っても提出されない御家庭もあるようでございまして、御家庭の事情等でどれだけ言っても御協力いただけないという御家庭もあるようです。逆に、教育委員会としては、そういう御家庭のためにも、フッ化物洗口というのはやっていただきたいということで、学校には粘り強く働き掛けをお願いしますということは伝えているところです。ちなみに、平成 29 年度の実施希望率が 89.2%でございましたけれども、今年度、今のところなんですけれども、91.9%の希望率でございます。若干、上がってきております。「いつ現在」と言う声あり] 6月現在です。このような形で先ほどから課長も申しておりますけれども、丁寧に私どもは説明をしていきながら、よりよい歯科衛生指導を行ってまいりたいと思っております。

○委員（鈴木てるみ君）

先ほどからお伺いしてまして、受けるも受けないも自由ということで、それは本当に問題ないんじゃないかなと思ったんですけども、ちょっと心配するのは、熱烈な反対派の養護の先生の何気ない一言で受けている子供さんが不安にならないかなということを少し私は不安に感じたんですが、そこら辺の指導も配慮していただけたらなと思えます。

○学校教育課長（河瀬雅之君）

正に私たちが懸念しているのもそこなんです。それをきちんと指導すべき立場の教員が誤った情報を子供たちに与えてしまう。これが科学的根拠に基づいたものであればいいんですけども、子供たちは、先生たちが言えばそのことを信用してしまいます。ですからそういうことに対しましては、情報があった際には早急に、私たちも管理職と連携しながら指導も含めて対応していく必要があると思えます。

○委員外委員（植山利博君）

一点だけ確認をさせていただきたいんですが、前田市長は施政方針の中で、明確にこのフッ化物洗口は今後も充実するんだということを言われているんですが、**新市長も、今、教育委員会が平成 31 年度からは全校でという考え方と同じ方向だという理解でよろしいですか。**

○教育部長（中馬吉和君）

フッ化物洗口の実施についての考え方は、**現市長も前市長と同様でございます。**

○委員長（平原志保君）

陳情第 3 号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書について、討論に入ります前に、この審査を採決あるいは継続にするかをお諮りします。御意見はありませんか。

○委員（徳田修和君）

陳情者の思いは受けました。執行部からの説明も今までも散々議論はされている内容でありまして、継続にしても今後の議論はそれ以上の進みはないのかなと思いますので、採決でよろしいのではないかと思います。

○委員（前川原正人君）

私は先ほど陳情者がおっしゃっていたんですが、人の体や口に入る物は慎重であるべきではないのかと。先々問題が出たときに誰が責任を取るのかと。この方法でなければならぬというのであればしかたがないけれども、虫歯予防という点でいけば、まだほかにも予防策があるのではないかとされたのは印象的でした。なので、賛否両論あるのはわかりますけれども、当委員会でも、議論を深めることはできないとしても、もっといろいろな情報を収集するためにも継続審査がいいのではないかと考えております。

○委員長（平原志保君）

ほかにはありませんか。それでは採決するか継続審査をするか、起立によって決定したいと思います。採決すべきとお考えの方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者 6 名、起立多数です。したがって陳情第 3 号の討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は先ほど、今回の陳情第 3 号はもっと実情を把握する意味でも継続審査ということをお願いしました。議論がこれで終わりではなくて、先ほど陳情者の方からもありましたように、人の口に入る物、それこそ劇薬という薬を、薄めてはいるものの口に入るわけですので、慎重に徹すべきだと考えます。これが現在どうもないとは思いますが、粘膜から入って子供たちが大きくなったときに何らかの影響等が出たときに、私たち大人としても全く責任がないとは言えません。なので、そういう点からいって、今回の陳情書は採決ではなくて継続をして、当委員会でも議論を深めて、いい悪い賛否両論あることも十分分かっておりますが、そういう意見もたくさん聴く機会があってもよいのかなということで、賛成をすべきだと申し上げておきます。

○委員長（平原志保君）

ただいま賛成者の発言がありました。反対者の発言を許可します。

○委員（徳田修和君）

陳情第 3 号、ひとりひとりの子どもを大切にしたい学校歯科保健をもとめる陳情書の採択に対

して反対の立場から討論いたします。今回、陳情者からの思いというところで、口の中に入れる物だから慎重にさせていただきたい、子供たちに何らかの影響が出てくるかもしれない、また、アレルギー体質の子供たちの安全保障が難しい、そのような思いを聴かせていただきました。執行部のほうからは、WHOでは虫歯予防に用いるフッ化物がアレルギーの原因となることはないというような結論付けも出ているような報告も受けました。また、50年以上続けてこられている新潟県でも事故又は薬害というものの事例は報告されていないというようなことでありました。陳情者のおっしゃるとおり、フッ化物洗口以外にも様々な予防の取組というものはあるということで、それ以外のことも考えていくべきだということでは認識していますけれども、今、**薬害の恐れがあるような事例もなく、WHOも認めており、国としてもガイドラインを作って進めているような事業ですので、それを否定すべき要素はないのではないかと思います。**もうひとつ、全ての子供たちが医療費の負担なく受診できるような地域歯科医療の策を構築することというような内容も含まれております。医療費の無償化という部分につきましては、当委員会の前身であります環境福祉常任委員会の頃から陳情も受けてきて、議会としても承認し取り組んできている事例でございます。ここで採択に反対する意図というところに、この無償化を否定するという思いは入っておりません。これまでと同様に、これからもしっかりと取り組んでいくべきものであると思います。ただ今回の陳情の中身をまとめると、フッ化物洗口の安全性というところが重視されている陳情内容とお見受けしておりますので、今回、私はこの陳情に対しては採択すべきではないという立場でございます。これで討論を終わります。

○委員長（平原志保君）

討論を終わります。採決します。陳情第3号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者1名、起立者少数と認めます。したがって、陳情第3号は、不採択とすべきものと決定しました。

○委員長（平原志保君）

ただいま議案及び陳情処理が終わりましたが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（仮屋国治君）

執行部の説明にありましたように、一部不安を抱いていらっしゃる方もおられますので、教職員や保護者に対して引き続き、正しい知識や情報の伝達、理解を得られるように努めていただきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

陳情者のお話の中で、養護教諭として虫歯の多い家庭に対して個別に訪問と言いますか、そういうことを行ったりという努力をされている様子というのが印象に残りました。ですので、フッ化物洗口だけに留まらず、虫歯を予防するためのほかの方法というのも引き続き模索していただきたいと思いますというふうに付け加えていただきたいと思います。